

子どもの貧困対策の強化を求める意見書

厚生労働省の調査では、生活の苦しい家庭で育つ18歳未満の子どもの割合は1985年の10.9%から徐々に増え、2012年には16.3%、6人に1人の割合となっており、とりわけ、ひとり親世帯にあっては54.6%、2人に1人以上です。日本の子どもの貧困率は、OECD加盟国34か国中ワースト10の深刻さです。

2013年6月に「子どもの貧困対策推進法」が成立しましたが、どういう状況が貧困なのかという基本概念も定義されていないことや、貧困率の削減目標も盛り込まれていないことなど不十分なものと言えます。翌年8月に同法の課題や目標を示した「子どもの貧困大綱」が閣議決定され「親から子への貧困の連鎖を断ち切る」ことをうたっています。

大綱では「教育支援」「生活支援」「保護者に対する支援」「経済支援」の内容で40項目に及ぶ課題を掲げていますが、子どもの貧困対策をより強化するうえで、本市議会は、国に対し以下の内容の実施及び拡充を求めるものです。

記

- 1 貧困の実態を把握し、それに基づいて貧困率の削減目標を設定すること。
- 2 授業料の無償化や給付奨学金の創設を進めること。
- 3 国の制度として子どもの医療費助成の創設を行うこと。
- 4 生活保護世帯の子どもの進学に対する継続した支援を強めること。
- 5 スクールソーシャルワーカーの拡充へ適切な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

摂津市議会